

## 自動販売機設置に係る仕様書

### 1. 設置場所及び設置台数

設置場所	区分	種別	台数
大宮第二・第三公園	A	飲料水（缶・ペットボトル）	11台
	B	飲料水（缶・ペットボトル）	9台
	C	飲料水（缶・ペットボトル）	3台
	D	飲料水（缶・ペットボトル・菓子）	3台
	E	アイス	1台

### 2. 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

（令和12年3月31日まで1年ごとの自動更新。ただし設置場所を同じにした他の自動販売機設置運営事業者の1月末日時点での総売上額と比較して67%に満たなかったときは、契約解除の可能性有）。

### 3. 手数料率

自動販売機委託契約書案に記載のとおり

### 4. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という）の遵守事項

#### (1) デザイン（外観色を含む）、種類

- ① 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ② キャッシュレス決済（マルチマネー決済）可能な機種設置に努めること。
- ③ 自社アプリ等があれば、対応機種設置に努めること。
- ④ 設置する自動販売機は、全台に県産品飲料（狭山茶関連商品を含む）をラインナップすること。
- ⑤ No.1 管理棟内のA自販機については当協会への手数料に加え、売り上げの一部（5%程度を想定、別途協議）を共助社会づくり事業に寄付していただきます。
- ⑥ 防災ベンダー自動販売機については場所及び台数を公園管理事務所と協議すること。

#### (2) 防犯対策等

防犯ベンダー自動販売機を設置することが望ましい。

#### (3) 安全対策

##### ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

##### ② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

### ③防犯

盗難・破壊防止対策、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

### (4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

#### ア 素材

プラスチック製又は金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

#### イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

#### ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④全ての機械に電気用子メーターを設置者の負担において設置する。  
(電気使用量は当協会が負担する。)

⑤各公園の状況により、自動販売機の設置場所が増える場合は各公園管理事務所と協議の上、適宜増設することができる。

⑥管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

### 5. 販売商品の種類等

アルコール類の販売を禁止とする。

### 6. 売上手数料

業務委託契約書第4条に記載された手数料を支払うものとする。

### 7. 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

8. 貸付場所の返還  
契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して設置する公園管理事務所の確認を受けなければならない。
9. 自動販売機設置に伴う事故  
埼玉県公園緑地協会の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
10. 商品等の盗難及び破損
  - (1) 埼玉県公園緑地協会の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県公園緑地協会は  
その責を負わない。
  - (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により  
速やかに復旧しなければならない。
11. 契約方法  
原則、電子契約書での契約とする。
12. 契約の解除  
異なる事業者が同じ場所に設置し、同等の販売品目である場合、設置場所を同じにした双方の  
1月末日時点での総売上額を比較して高いものの67%に満たなかった場合は契約の更新をしな  
い場合がある。
13. その他  
当協会が該当する公園の指定管理者として指定されることを条件とし、指定から外れた場合は  
契約の締結はしないものとする。また、何らかの理由により当協会が指定管理者でなくなった  
場合は、その公園に係る契約は解除される。その場合、設置者はその結果生じる損害の賠償そ  
の他一切の請求をすることはできない。